

令和2年5月26日

保護者の皆様へ

行方市長 鈴木 周也
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る登園自粛等に関する
期間の再延長について (お願い)

日頃より、行方市の保育行政にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、現在、保育所等への登園につきましては登園の自粛をお願いしているところですが、茨城版コロナNext (コロナ対策指針) では、Stage2 (感染が概ね抑制できている状態) であります。未だ感染については注意が必要な状況です。

茨城県では、今後の感染等の状況に応じて Stage を段階的に移行していくことを検討していますが、現在の状況を鑑み、登園の自粛につきまして、下記のとおり再度延長することといたしました。保護者の皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、登園自粛に伴う本市在住児童の保育料につきましては、国の規定に基づき、下記のとおり日割り計算を適用しますので、ご確認をお願いいたします。

記

1. 登園自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ご家庭で保育が可能な方につきましては、遅めの登園、早めのお迎え、登園を控えるなど、できる限りのご協力をお願いいたします。

なお、登園を控えることで保育の必要性を満たさない場合でも、退園にはならず、1日も登園しない場合にも入所継続が可能です。

2. 登園自粛をお願いする期間

令和2年4月17日 (金) から令和2年6月1日 (月) まで (現状)

令和2年6月 2日 (火) から令和2年6月7日 (日) まで (延長)

*状況により、期間が変更となる場合があります。

3. 保育料の日割り計算について

(1) 対象者

本市に在住し、認可保育所等を利用している0～2歳クラスの児童

*市外在住児童については、居住する市町村へお問い合わせください。

*保育料が0円の児童は対象外です。

*利用者負担額のみが対象となります。実費徴収 (給食費含む) や上乗せ徴収については、こ

の取扱いの対象外です。

(2) 条件等

ア 原則、市が登園自粛をお願いする期間中（日曜日及び祝日を除く）に、1日でも登園を控えた場合（欠席した場合）に適用します。

*実際の登園日数に基づき算定します。

(3) 計算等

ア 日割り計算の方法

「保育料（月額）÷25日（月の開所基礎日数）×利用日数」 *10円未満切り捨て

イ 各施設からの「登園状況一覧表」を基に、市が日割り計算を行い、対象者の金額を決定し通知します。保護者の方の手続きは不要です。

ウ 月額保育料（日割り計算前）は、一旦お支払いしていただきます。その後、計算により生じた差額につきまして、ご返金となります。ただし、過去に保育料の滞納がある場合は、滞納分に充当させていただくことがあります。

*保育料を施設にお支払いしている場合については、日割り計算の額を決定後、施設での対応になりますので、詳細については、各施設にお問い合わせください。

お問い合わせ

行方市 こども福祉課 子育て支援グループ

電話0299-55-0111